

## 第14回 議会改革推進協議会 会議録（要点）

日 時：平成28年4月22日（金） 14：00～

場 所：市役所4階 第1委員会室

欠席者：山盛 さちえ

書 記：近藤 善人・蟹井 智行

議長挨拶の後、近藤郁子議員から、3常任委員会所管事務変更の提案があり、5月6日の会派会議で諮ることになった。

### ○前回の報告書確認

議案質疑での通告した議員の発言の後、同一会派の他の議員が関連質問できるタイミングについて、不明確な部分があり、各議員の理解がまちまちであったので、統一を図った結果、連続性を考え関連質疑なので直後にすることに決定した。

また、「ただし、自己の所属する委員会の所管に係る議案に対しては、できない。」は削除した。

### 1. 協議事項について

(1) 議会だより編集委員会及び編集について、議会運営委員長より報告。

次年度の議会だより編集委員会の編集作業が円滑に進められるよう、現時点でのガイドラインの提案があった。

①議会だよりの編集は、議会運営委員会のメンバーで構成し、一人会派は手上げ方式で参加できる。

#### ②編集作業について

- ・印刷業者に専門的アドバイスをもらうよう参加していただく。
- ・表紙の扱いや議会行事などの掲載は、委員会で決める。
- ・一般質問の掲載件数は、通告件数にかかわらず自由とする。
- ・複数の質問を掲載する場合、タイトルは見やすく枠で囲む。
- ・一般質問の原稿は、粗稿をもとに議員が質問、答弁を作成する。
- ・文中の写真については、各自で用意する。
- ・一般質問のタイトルについては、議員の自由な表現に任せる。
- ・一般質問のタイトル欄の写真は、基本的に事務局保有のものを使用する。
- ・原稿の確認、チェックは事務局の担当とする。
- ・文責は個々の議員にあり、一般質問の全体タイトルにその旨を表記。

なお、ガイドラインにつき、内容が一部重複する項目は修正をした。

以上を協議し決定した。

## その他

会派ごとの提案には、議運で視察した亀岡市の「広報広聴委員会」同様の委員会の設置の提案もあったが、今年度では、時期尚早と考え、次年度の委員会で、引き続き検討していただきたい。

### (2) 議会人事について

#### ① 審議会等への委員選出及び報酬について

昭和28年1月21日行政実例においても、「附属機関の構成員に議会の議員を加えること」は、「違法ではないが適当ではない」との見解がなされている。

近隣市町の様子を副座長が報告、農業委員会には、近隣の市町は議員が入っている。土地開発公社に議員が入っているところはない。民生委員推薦会は、議員が入っているところもある。しかし民生委員法の法律が改正された。

議員が抜けたほうがいいという意見が多かったのは、土地開発公社、民生委員推薦会、社会福祉協議会、国民健康保険運営協議会。法令で定められているもの以外については、両方の意見があり、最終的に、28年度は現在のまま、様子を見ながら、次年度以降の課題とする。

#### ② 議長、副議長選挙のあり方について

地方自治法103条に「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」。とあるので、法的には続けていけるが、今までの慣例通り、任期は1年でいく。

申し合わせに書いた方がいという意見が出たが、採決の結果、書かなくてもいいが賛成多数で決定。

### <所信表明について>

- ・しなければいけないと決まっているわけではない。
  - ・本会議場で休憩をとってやったらいいのでは。
  - ・議会の改革姿勢を示すためにも、考えを表明してもらいたい。
  - ・必ずやると義務化することはできないが、やっていただきたい。
  - ・開会の前に委員会室でやった方がいい。
- などの意見が出た。

最終的な結論として、委員会の人事が発表された（決定した）時点で立候補を考えている人は所信表明する。しかし、必ずやらなくてはならないものではない。

次回 5月23日（月）14時～

### 協議事項

議会改革推進協議会検討事項の中から、協議事項の優先順位を決める。

### <補足>会派会議での協議事項

- ・協議会の座長、副座長人事
- ・中学生の議場コンサートについて

次回書記 村山 金敏・後藤 学